

## 生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、平成25年6月4日付けで締結した生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成30年度における取扱いについて、次のとおり協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

### （年度協定の目的）

第1条 本年度協定は、基本協定に規定する指定管理者負担金及び基本協定に特別の定めのない事項について定めることを目的とする。

### （年度協定の期間）

第2条 本年度協定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

### （指定管理者負担金）

第3条 基本協定第30条に規定する指定管理者負担金は、265,115,073円（取引に係る消費税及び地方消費税含む。）とする。

2 前項に規定する指定管理者負担金の本年度支払については、基本協定第30条第3項ただし書又は同条第4項ただし書の規定に基づき猶予するものとする。

### （金額の変更）

第4条 本年度協定の締結後に生じた理由により、指定管理者負担金の金額を変更すべき事情が生じた場合には、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

### （院内保育所の運営経費にかかる交付金）

第5条 甲は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）に基づき甲に交付される生駒市立病院の院内保育所の運営に要する経費に係る特別交付税相当額について、別に定める「生駒市立病院運営交付金交付要綱」に基づき乙に交付するものとする。

### （協議事項）

第6条 本年度協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本年度協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

甲：生駒市東新町8番38号  
生駒市長 小紫 雅史

乙：大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号  
医療法人 徳洲会  
理事長 鈴木 隆夫

指定管理者負担金明細(案)

(単位 円)

年数	年度	指定管理者負担金額			支払計画		
		年度協定締結時点 (H30.4.1):(a)	変更年度協定予定額 (b)	差額 (b)-(a)	年度協定締結時点 (H30.4.1):(a)	変更年度協定予定額 (b)	差額 (b)-(a)
1	H27	220,793,102 ※1	220,793,102 ※1	0	0 ※2	0	
2	H28	264,951,723	264,951,723	0	0 ※2	0	
3	H29	265,019,786	265,019,786	0	0 ※2	0	
4	H30	<b>265,115,073</b>	<b>265,140,415 ※6</b>	<b>25,342</b>	<b>0 ※2</b>	<b>0</b>	
5	H31	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
6	H32	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
7	H33	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
8	H34	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
9	H35	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
10	H36	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
11	H37	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
12	H38	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
13	H39	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
14	H40	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
15	H41	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
16	H42	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
17	H43	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
18	H44	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
19	H45	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
20	H46	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
21	H47	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
22	H48	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
23	H49	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
24	H50	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
25	H51	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
26	H52	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
27	H53	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
28	H54	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
29	H55	265,115,073	265,216,441	101,368	265,216,441	101,368	
30	H56	8,732,952 ※3	8,834,320	101,368	229,526,054 ※4	229,627,422	
31	H57		1,290 ※6	1,290	264,951,723	264,953,013	
32	H58				265,019,786	265,019,786	
33	H59				265,115,073	265,140,415	
	計	<b>7,652,489,461</b>	<b>7,655,151,661</b>	<b>2,662,200</b>	<b>7,652,489,461</b>	<b>2,662,200</b>	

①計算式:(取得価格-残存価格)×法定償却率×耐用年数÷建物本体の耐用年数

建物(29年) 154,180,563

附属設備(17年) エレベーター 4,275,514

附属設備(15年) 電気設備 37,302,350

附属設備(15年) 給排水等設備 28,801,070

附属設備(15年) 冷暖房等設備 31,888,866

附属設備(8年) 消火・排煙等設備 8,103,814

附属設備(6年) 蓄電池設備 399,546

合計 264,951,723

※1 264,951,723円×10/12ヶ月

※2 4事業年度の猶予

H27→H56、H28→H57、H29→H58、H30→H59

H29年度に非常用電気設備増設工事を実施(10月完成のためH29年度は5ヶ月の償却期間)

(取得価格-残存価格)×法定償却率×耐用年数÷(建物本体の耐用年数-2年)

(4,950,000-495,000)×0.066×15÷(29-2)=163,350円

163350×5/12=68,063円

H29 68,063円+264,951,723円=265,019,786円

H30～163,350円+264,951,723円=265,115,073円

※3 7,652,489,461円-7,643,756,509円(H27～H55負担額)

※4 8,732,952円+H27猶予分220,793,102円

②追加計算式:(取得価格-残存価格)×法定償却率×耐用年数÷(建物本体の耐用年数-3年)

非常用電気設備増設工事

(工事費 2,200,000円 設計委託費 758,000円 計 2,958,000円)

・追加分を加えたとしても、償却計算の上では、耐用年数が延長されないことから、

建物本体の耐用年数経過年である3年を差し引いた年数(26年)で除しています。

ただし平成30年度については

(2,958,000-295,800)×0.066×15÷(29-3)=101,368×3/12ヶ月=25,342円

※5 12月に工事完了予定のため、H30年については、償却期間を3ヶ月としています。

※6 年度協定締結時点計7,652,489,461円+追加工事分2,662,200

-7,655,150,371(H27～H56負担額)=1,290円